

川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業業務委託仕様書

1 事業の目的

消費者の市内における購買意欲の拡大を図るため、また、物価高騰等に直面する住民や事業者等を支援するためにキャッシュレス決済事業者を活用したポイント還元事業を実施するもの。

2 事業の名称

川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業概要

(1) 事業期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

(2) ポイント還元率

決済額の25%

(3) ポイント付与上限

1人あたり 2,000円／回、10,000円／期間

5 業務内容

(1) 決済及びポイント還元にかかる業務

ア 期間中に対象店舗において、対象となるQRコード決済を行った利用者に対し、対象決済事業者を通じ、決済額の25%分のポイントを還元すること。

イ ポイント付与状況の進捗管理を行い、原則として毎日、市に対しポイント付与状況の報告を行うこと。

ウ ポイント還元の対象は次に掲げるものを除く商品、サービス等とする。

- ・インターネット販売等、実店舗以外での決済
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い（但し、第1項第1号から第3号までを除く。）
- ・商品券、ビール券、図書券、印紙等換金性の高いもの、行政サービス利用料、公共料金、税金に関する支払い。

(2) キャッシュレス決済の普及促進（利用者向け説明会の開催及び市内店舗への案内）

- ア 市内店舗等のキャッシュレス化を進めるため、新規にキャッシュレス決済の導入を希望する店舗等に対し、導入や利用方法等に関するサポートを行うこと。
- イ キャッシュレス決済を使い慣れない利用者に対し、キャッシュレス決済を普及させるため、本事業に係るキャッシュレス決済のメリットや利用方法等に関する説明会等を開催すること。
- ウ 説明会を実施する際は、その内容や会場について、市と協議のうえ、決定するものとする。
- エ 説明会等への参加が困難な利用者に対しても、キャッシュレス決済のメリットや利用方法等を周知する工夫をすること。
- オ 対象店舗等が市内の一部のエリアに偏らないよう、対象店舗等の開拓を行うこと。

(3) 事業の広報業務

- ア 受注者は効果的なPR（事業専用ホームページ、SNS等）に努めるとともに、市と協力の上、市の広報媒体を活用し事業者及び利用者に向けた効果的な広報を行い、広くキャンペーンの周知を図ること。
- イ ホームページ等の作成、更新などの告知にあたっては市と協議の上、行うこと。
- ウ チラシやポスター等の広報物を下記の内容で作成し、対象店舗用広報物については対象店舗へ配布と広告掲出依頼をすること。

(ア) デザインに関すること

- ・キャンペーンの内容が明瞭に分かり、市が独自で行う施策であることが伝わるデザインを取り入れること。
- ・市が広報のために使用するポスター等のデザインについて、市と協議の上、データのみ作成すること。
- ・作成前に市の校正を受けること。

(イ) 作成物に関すること

品名	仕様	数量
『対象店舗用広報物』		
A4ポスター	片面フルカラー	全対象店舗分
リーフレット	両面フルカラー	全対象店舗分
チラシストッカー		全対象店舗分
のぼり		全対象店舗分
案内状	両面	全対象店舗分

(4) 問い合わせ対応業務等

- ア 本事業にかかるコールセンターを開設し、事業者及び利用者等からの問い合わせに対応すること。
- イ コールセンターは上記（3）の事業の広報開始までに開設すること。
- ウ 問い合わせ人数を考慮し、配置人数及び開設期間を設定すること。また、事業実施期間外においても問い合わせ対応ができる体制を確保すること。
- エ コールセンターの開設時間は、少なくとも平日の9時00分から18時00分（土、日、祝日を除く）を最低基準とする。ただし、事業実施期間中は土、日、祝日も開設することが望ましい。
- オ コールセンターで対応できない事案や、折り返し連絡が必要な事案が発生した場合や、事故が発生した場合は速やかに市に連絡すること。
- カ 問い合わせの概要や件数について、市に報告すること。（週に1回程度を基本とする。）

(5) 対象店舗の選定

- ア 以下の（ア）～（ウ）の条件を全て満たす店舗等（ECサイトは除く。）を対象店舗として選定し、対象店舗リストの作成を行い、市に報告すること。なお、リスト作成にあたっては地域及び業種単位で作成するなど、閲覧しやすいようにすること。
 - （ア）市内に事業所を有しており、物品、飲食、サービス等を消費者に提供する店舗等であること。
 - （イ）対象キャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。
 - （ウ）上記（ア）～（イ）の条件を満たす店舗等のうち、次の店舗等は対象外とすること。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る接客業務受託事業を営む者
 - ・市が適当でないと認める者又は店舗等
- イ 必要に応じて、対象店舗等の追加及び除外を市と協議の上行うこと。
- ウ 対象店舗等のリスト作成にあたり、キャンペーンへの参加の意思を確認すること。また、対象業種であるかなど、疑義が生じた場合は店舗等への架電や店舗のホームページ、実地調査等により確認を行い市に報告すること。
- エ 対象店舗等の開拓を積極的に行い、可能な限り短期間で事業に参加できるように対応すること。
- オ 対象店舗等からの要望があれば、QRコード決済の導入支援や導入手続きについて個別に対応すること。

(6) 事業の効果分析及び報告

キャンペーン実施期間終了後、下記の内容が確認できる資料を添付した事業実績報告書をもって市に報告すること。

ア ポイント付与総額

イ キャンペーン実施前、実施期間中の対象店舗における決済総額、利用者数、利用回数など。（業種、エリア、時間帯別等、可能な限り詳細な集計分析を行うこと）

ウ キャンペーン実施前、実施期間中のユーザーにおける決済総額、利用回数など（年齢層、性別、居住地別等、可能な限り詳細な収集分析を行うこと）

エ 事務費を含めた事業費総額

オ キャッシュレス決済導入店舗等の増加数及び推移

カ 店舗や利用者等へのアンケート調査若しくは利用状況の詳細な分析・検証などにより、効果測定を行い、事業実績報告書に記載すること。

(7) 委託料の支払

業務完了後、市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(8) 成果物

上記（1）～（6）で報告を求めているものについては、紙媒体及び電子データにより提出すること。なお、事業実績報告書の提出時期は、事業終了後に市と協議の上決定する。

※成果物提出後に、不備等が発見された場合は、契約期間終了後においても受注者の責任において訂正し、その旨を市に報告すること。

(9) その他留意事項

ア 受注者は、本業務で知り得た情報を本業務においてのみ使用することとし、他の目的に使用又は漏えいしてはならない。業務終了後、又は契約解除後も同様とする。

イ 受注者は個人情報の保護に関する法律や川口市個人情報の保護に関する条例の規定を遵守すること。

ウ 本業務における成果物は全て市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。

エ 業務上のトラブルなど、緊急時には遅滞なく市に報告すること。

オ 業務の円滑な遂行にあたっては市と綿密に打合せ等を行うこととし、当該打合せ等に係る議事録については、受注者が作成し、次回打合せまでに市に提出のうえ、確認を得ること。

カ その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度市と協議を行い、指示に従うこと。